

産業廃棄物税（県税・法定外目的税）

この税は、県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税されるもので、排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策に充てられる法定外目的税です。



排出事業者又は中間処理業者（県外を含む）が、最終処分業者を通じて納めます。



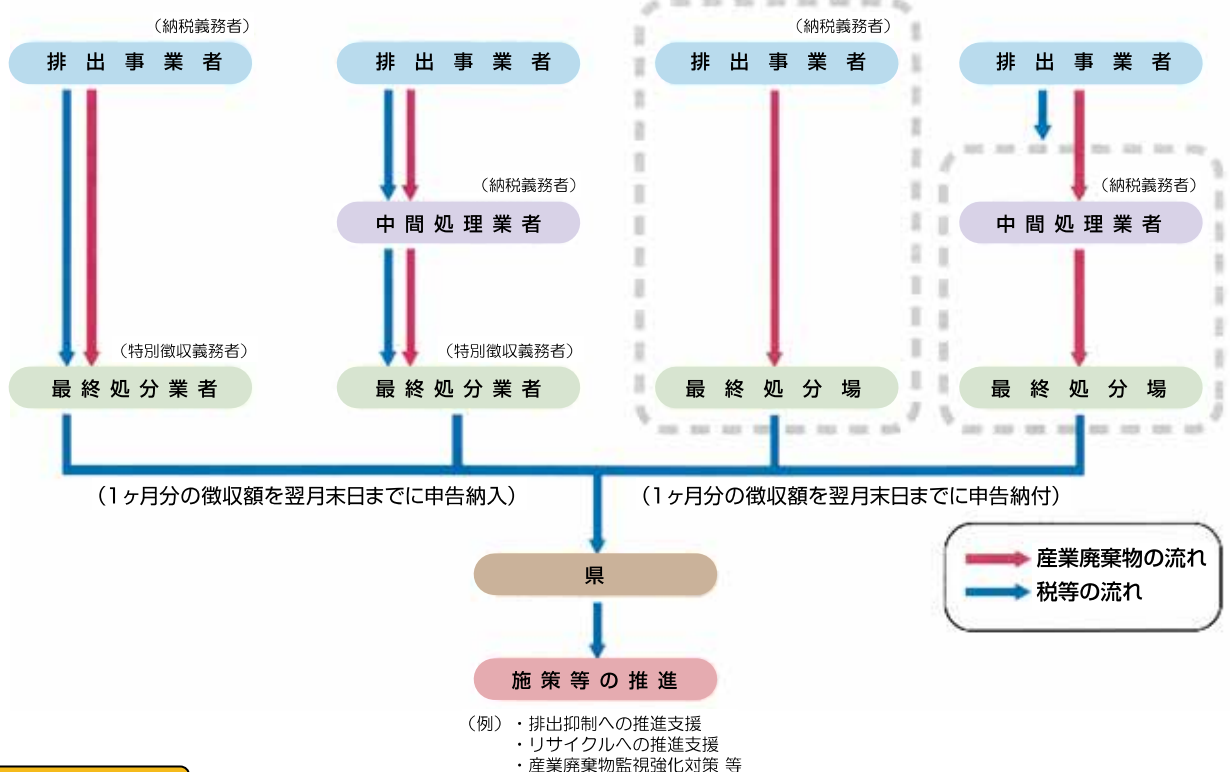
県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入量 1 t につき 1,000 円



1. 最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者（県外を含む）から産業廃棄物の埋立処分を委託された場合には、産業廃棄物税相当額を徴収し毎月分を翌月末までに申告し、納税します。
2. 排出事業者又は中間処理業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合（自社処分）においては、毎月分を翌月末までに申告し納税します。

【排出事業者等が最終処分業者へ埋立処分を委託する場合】

【排出事業者等が自ら設置する最終処分場で埋立処分をする場合】
（いわゆる自社処分の場合）※この場合は申告納付



◎ 法定外目的税とは

地方自治体が、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法で定められていない税目を条例で定めて設ける税のことです。